

1. 件名：新検査制度施行に向けた保安規定変更認可申請等に係るヒアリング（26）
2. 日時：令和2年8月18日（火）16時15分～17時15分
3. 場所：原子力規制庁9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

  实用炉審査部門

    角谷管理官補佐、塚部管理官補佐、照井安全審査官

事業者：

  日本原子力発電株式会社

    廃止措置プロジェクト推進室  プロジェクト管理グループマネージャー  他  
    3名※

## 5. 要旨

- (1) 事業者から令和2年5月29日に提出された東海発電所保安規定認可申請書及び令和2年8月14日に提出された資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。
  - 性能維持施設に係る変更について、第41条の削除だけでなく第40条の記載も含めて経過措置の考え方を整理して説明すること。
  - 申請書の「2. 変更の理由」において、記載の適正化と位置付けている原子炉主任技術者等の選任要件について、能力等級数及び役割ランクの区分変更に伴う変更であることを明示することを検討すること。
- (3) 事業者から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

  提出資料：なし